

松戸市民PCR検査助成事業

Q&A

Q1. 自覚症状が出ている場合にも受けられますか。

(答) 発熱などの自覚症状が出ている場合は、本事業の対象外となります。下記いずれかに、お電話にてご相談ください。

- ① ご自身の「かかりつけ医」
- ② 松戸市新型コロナウイルス感染症相談専用ダイヤル (0120-415-111)
- ③ 松戸市地域医療課 (047-366-7771)
- ④ 千葉県発熱相談コールセンター (0570-200-139)

Q2. PCR検査は、健康保険が適用されるのではないですか。

(答) 新型コロナウイルス感染症について、感染を疑う何らかの症状(発熱・倦怠感・のどの痛み・せき・呼吸困難など)があり、医師が診療のために必要と判断して検査を実施した場合は、健康保険の適用対象となります。

なお、本事業にかかるPCR検査は、「感染を疑う症状がない人」を対象として実施するため、健康保険の適用対象とはなりません。

Q3. 助成を受けられる人の要件を詳しく教えてください。

(答) ①市内在住者(年齢は不問です。)

②保育・教育従事者

- 松戸市内に所在する保育所、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ、市立また私立の小・中・高等学校などで勤務している市外在住者

(※勤務先の確認のため、市が勤務先に照会することがあります。)

- 職種・雇用形態は問わず、保育士・教諭・看護師などの専門職のほか、施設内でアシスタント、事務、給食、清掃、警備などに従事する方も対象となります。
- 上記以外の勤務先については、松戸市地域医療課にお問合せください。

③介護・障害福祉サービス従事者

- 松戸市内に所在する事業所・施設等で、入所系介護サービス、通所系介護サービス、訪問系介護サービス、障害福祉サービスなどに従事している市外在住者
(※勤務先の確認のため、市が勤務先に照会することがあります。)
- 職種・雇用形態は問わず、介護専門職、介護助成、事務職などのほか、高齢者施設・障害者施設で給食、清掃、警備などに従事する方も対象となります。
- 上記以外の勤務先については、松戸市地域医療課にお問合せください。

※②、③につきましては助成要件の確認のため、市が勤務先に照会することがあります。

※要件に該当するか迷われる場合は、事前に担当課までご確認ください。

(問合せ先：松戸市地域医療課 047-366-7771)

Q4. 償還払い方式（後日払い戻し）で助成を受ける場合は、どこの医療機関で実施する検査が助成の対象ですか。

(答) 新型コロナウイルス感染症の『自費診療のPCR検査』を実施する日本国内の医療機関であれば、市内・市外を問いません。

- 検査を希望される方ご自身にて、医療機関へのお申し込みをお願いいたします。
- 松戸市内において、『自費診療のPCR検査』を実施する医療機関は、市のホームページに掲載しています。

Q5. 受領委任払い方式（窓口支払い不要）で助成を受ける場合は、どこの医療機関で実施する検査が助成の対象ですか。

(答) **市の指定医療機関のみが対象です。(市のホームページに掲載しています)。**

Q6. 償還払い方式（後日払い戻し）で助成を受ける場合は、インターネットで受付をする検査も助成の対象ですか。

(答) 医療機関で実施するPCR検査であれば、直接来院せずに、インターネット等を通じて医療機関に申し込む検査も助成の対象となります。

- 助成の対象となるのは、日本国内の医療機関に限ります。
- 民間検査機関（衛生検査所）に申し込む検査は、一連の検査の過程で医師が介在せず、検査結果を確定することができないため、助成の対象外です。
- インターネット等を通じて検査の申し込みが可能な医療機関の一例を、市のホームページに掲載しています。

Q7. 償還払い方式（後日払い戻し）で助成を受ける場合は、支払い時に割引ポイントやクーポン等を使用した場合、助成の対象となりますか。

（答）助成の対象とはなりません。

Q8. 償還払い方式（後日払い戻し）で助成を受ける場合に、18歳未満の者が検査を受けた場合は、各申請様式はどのように記載すれば良いですか。

（答）18歳未満の方が本助成金の申請をされる場合は、保護者の方に申請者となっていた
だきます。

- この場合、申請書（第1号及び第2号様式）の申請者欄には、保護者の方の情報をご記入頂きますようお願い致します。
- 詳しくは、各様式の記入見本をご参照ください。

Q9. 償還払い方式（後日払い戻し）で助成を受ける場合に、インターネットで受付をする検査について、助成金の対象となるもの、ならないものを教えてください。

（答）Q6に記載の通り、「医療機関で実施するPCR検査」であれば、直接来院せずに、インターネット等を通じて医療機関に申し込む検査も助成の対象となります。

- 「民間検査機関（衛生検査所）に申し込む検査」は、一連の検査の過程で医師が介在せず、検査結果を確定することができないため、助成の対象外です。
- ただし、申し込みを受け付ける機関によっては、医療機関への申し込みか、民間検査機関（衛生検査所）への申し込みか、判別が難しいホームページもございます。
- その際には、「医療機関への申し込みであり、医師が介在する検査」であることを、申し込み先にご確認を頂きますようお願い致します。

- ご不明な点がある場合には、地域医療課までお問い合わせください。

Q10. 償還払い方式（後日払い戻し）で助成を受ける場合に、インターネットで検査を申し込む場合には、送料も含めて申請できますか。

（答）直接来院せずに、インターネット等を通じて医療機関に検査を申し込んだ場合は、検体の送料も含めて申請できます。

- ただし、その場合であっても、助成金額は**実費の範囲内で2万円が上限**となります。
- なお、検体の送料は助成の対象となりますが、振込手数料や代引手数料など、決済にかかる費用は助成の対象外となります。
- 送料を申請する場合は、別途申立書を記入していただく必要があります。申立書の様式は、市のホームページに掲載しています。

Q11. 償還払い方式（後日払い戻し）で助成を受ける場合に、領収証や医療費明細書は、どのような内容を記載して貰う必要がありますか。

（答）領収証および医療費明細書には、下記の情報が記載されている必要があります。なお、領収証のみで下記の情報がすべて記載される場合には、明細書のご提出は不要です。

- 『PCR検査の検査費用であること』
- 『検査の実施日』
- 『受診した医療機関の名称』

- なお、インターネットで検査を申し込む場合、支払い方法によっては領収証が発行されない場合があります。
- 領収証が発行される支払方法について、事前に医療機関までお問い合わせください。

Q12. 償還払い方式（後日払い戻し）で助成を受ける場合に、領収証の発行者が●●株式会社となっている場合でも申請できますか。

（答）

- **領収証の発行者が医療機関でない場合は、医療機関が検査を実施していることがわかる検査結果通知が別途必要**となります。

- (例) 領収証の発行者が、「株式会社●●」である場合は、「●●病院、●●診療所、●●クリニック」が発行する検査結果通知が合わせて必要です。
- 検査結果通知は、検査を受けた後に自動的にご自身のメールアドレスに配信される場合がありますので、このような場合には領収証と一緒にご提出をお願いいたします。
- ただし、**有料で発行される検査結果通知の代金は、本市助成事業の対象外**となりますのでご注意ください。
- また、**領収証と検査結果通知の発行者が、いずれも「株式会社●●」である場合は、民間検査機関が実施する検査となりますので、本市助成の対象外**となります。

問 合 先： 松戸市 健康福祉部 地域医療課（申請書提出先）

電 話： 047-366-7771

F A X： 047-366-7772

E m a i l： mccomiryou@city.matsudo.chiba.jp

住 所： 〒271-0072 千葉県松戸市竹ヶ花 45-53 衛生会館内